

# 金沢市民芸術村 樹木等維持管理業務仕様書

この仕様書は、金沢市民芸術村樹木等維持管理業務について定めたものである。

1. 施設名                    金沢市民芸術村（以下「芸術村」という。）
2. 所在地                    金沢市大和町1番1号
3. 委託期間                平成30年5月1日から平成31年3月31日まで
4. 業務の内容
  - (1) 施設内の樹木等維持管理業務
    - ① 除草工（4回）      人力抜根処理  
刈払機除草清掃
    - ② 剪定工                常緑樹及び中低木剪定
    - ③ 消毒工
    - ④ 施肥工                バーディーラージ
    - ⑤ 雪吊り工
  - (2) 業務作業時間等は、午前8時から午後5時までとする。  
ただし、芸術村の利用状況により変更通知があったとき、その指示のとおり行うこと。
  - (3) 業務を行うとき、芸術村の業務に支障が生じないように留意すること。
  - (4) 業務実施日は芸術村の業務に支障が生じないように事前に芸術村に勤務する職員（以下「芸術村職員」という。）と協議のうえ決定すること。
5. 使用材料等  
業務に使用する用具類は受注者の負担とする。
6. 業務の結果報告及び検査等
  - (1) 業務が終了したときは、芸術村職員に報告してその検査を受けなければならない。
  - (2) その他の事項については、芸術村職員の指示に従い行うこと。
7. 委託金の支払いは、毎月均等払いとする。
8. 本業務の内容について契約書、仕様書及び設計書に定める事項の他に、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。